

多子世帯で市民税所得割課税額57,700円未満の世帯の減免

対象者		減免後の保育料	
		第2子（兄・姉を含め）	第3子（兄・姉を含め）
		第3階層	市民税所得割額が非課税（均等割のみ）の世帯
第4階層	市民税所得割額が48,600円未満の世帯	月額保育料の半額	
第5階層	市民税所得割額が57,700円未満の世帯		

※提出書類は特にございません。保育料算定時に自動算定いたします。